

簡素化に努めましたので、担当者用に補足説明を入れます。

1	扶養控除等の申告書は、扶養親族のない人も提出します。
2	本人確認の方法として免許証の写と限っていますが、公的な顔写真付き証明書であれば別のものでOKです。担当者がその本人と顔見知りの場合は目視でもOKです。
3	写しを通知カードと免許証としましたが、平成 28 年から顔写真付きの個人番号カードの発行を受けることができますので、平成 28 年以後、個人番号カードの発行を受けた人はそのカードのみでよく、免許証等の写しは必要なくなります。
4	免許証やパスポートなど顔写真付きの証明書がない場合は、色々と面倒な手続きとなっていますから、通知カードのみの写しを受け取り、平成 28 年 1 月以後、本人に個人番号カードの取得をするように促し、その後、その写しを取得すると簡単です。
5	扶養親族等のマイナンバーの確認は会社として必要ないとしましたが、確認してはいけないというわけではありませんので、扶養親族等の通知カードの写しを添付してもらうこともOKです。その際、免許証の写し等は必要ないでしょう。 個人的には、マイナンバーはデリケートな面がありますので、確認義務がないのにあえて扶養親族等の通知カードのコピーを徴することに反感を持つ人がいるのではないかと思い、求められていないことはあえてしない形式にしました。 記入や入力間違いを防ぐため、マイナンバーは、12 桁の下 1 桁が特殊な算式による検算用の数字となっていて、入力間違いがあるとエラーとでる仕組みとなっています。
6	保管は最低限、鍵の掛けることができるロッカー等にして、日々、施錠してください。
7	罰則は罰金と懲役刑がありますが、すべて「故意」の場合であって、「過失」にはありません。ただ、「故意」に行った人のみの責任ではなく、監督責任を怠った会社や事業主にも罰金刑が科せられます。
8	平成 28 年分の本人交付用の源泉徴収票には本人のみならず扶養親族等のマイナンバーが記入されます。本人が確定申告をする場合はその源泉徴収票を使うことになります。
9	報酬料金等の支払調書には源泉徴収税額を記入する欄がありますが、これは支払調書であって源泉徴収票ではありませんから、本人に交付する場合はマイナンバーを消し込む必要があります。
10	マイナンバーの基本を知りたい方は、ユーチューブから「マイナンバー 政府広報 事業者向き」で検索すると、ウサギさんが説明してくれるアニメ動画が見られます。20分ほどの手ごろな時間で、結構わかりやすいです。
11	法人にも番号が付されますが、法人の番号は特定個人情報ではなく、オープンな番号となります。国税庁のホームページから検索可能な番号となります。よって、特別な管理は必要ありません。